

羽生市避難行動要支援者名簿活用制度

■避難行動要支援者名簿活用制度とは

災害が起きたとき、支援を必要とする高齢者や障がい者等に対して、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域が連携して支援を行う制度です。

■避難行動要支援者とは

生活の基盤が自宅にある方のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自らを守るために適切な行動が困難で、避難するために何らかの支援を必要と希望する方のうち、次の方が対象となります。

①	ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
②	身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けている方
③	療育手帳（㊤・A・B）の交付を受けている方
④	精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
⑤	要介護認定（3・4・5）の認定を受けている方
⑥	その他避難支援が必要と認められる方

※ 在宅の方を対象としていますので、施設・病院などに長期に入所・入院されている方は対象になりません。

■避難支援者とは

避難行動要支援者を普段から見守り、災害が起きたときの安否確認・避難の手助けをお願いしますので、災害が起きたときに頼りになり、助け合っていくことができる自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域の方になります。

主な支援内容は、安否確認や避難指示が出た場合の避難誘導になります。

※ 避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

○自治会に未加入の方はご加入をお願いします

- ・自治会等の地域の方が避難支援者となります。普段から気軽に話せる関係をつくるといった心がけも重要です。

【避難支援者の方へ】

- ・災害発生時、まずは、ご自分や家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。その後地域の皆さんと協力して、避難行動要支援者の支援をしていただきます。地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行ってください。

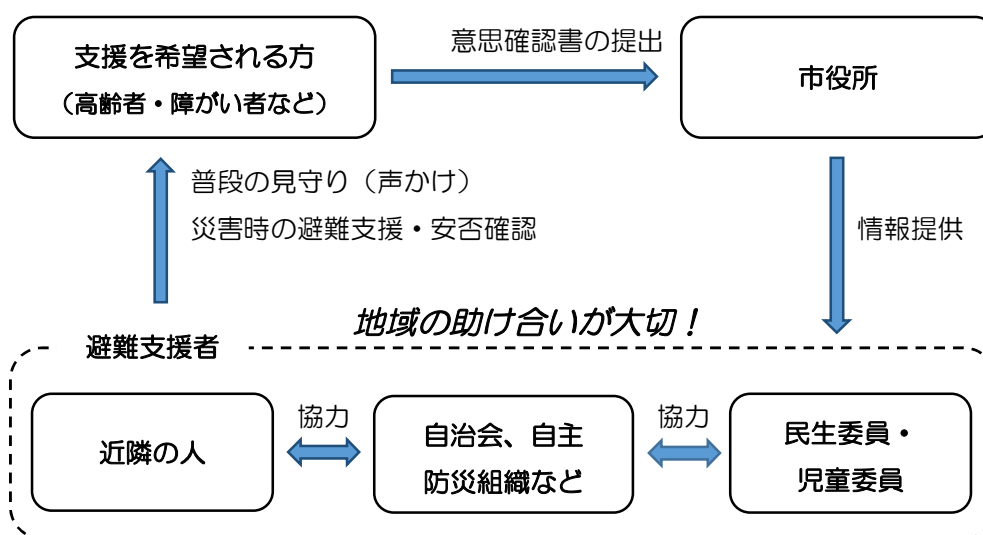
■提出の方法

- (1) 制度を利用したい方は、事前に「羽生市避難行動要支援者名簿登録意思確認書（個別避難計画）及び同意書」を市の窓口へ提出していただきます。
- (2) 避難支援者を決めて、名簿情報に載せることの同意を得ます。
- (3) 名簿情報に記載する際に、支援のために必要な個人情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者へ提供することに同意していただきます。

■提供の内容は

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項です。

■避難行動要支援者名簿活用制度のしくみ



■個人情報の取扱い

提供していただいた個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、申し込まれた方の普段からの見守り、安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。

■注意事項

同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続としますので、再度の提出は必要ありません。申請内容などに変更が生じた場合は、市社会福祉課までご連絡ください。市の方でも確認し、情報を更新します。